

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成27年度第5回(定例会)

署名人 神村 洋子

委員長 添石 幸伸

開催日時 平成27年6月4日(木)

開会 午前10時00分

閉会 午後12時55分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

出席委員 添石幸伸委員長、喜久里美也子委員、饒波正博委員、神村洋子委員、渡慶次克彦教育長

議 事 日 程 (4は非公開)

- 1 議案第7号 那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定について 【学校給食課】
- 2 議案第8号 那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則について 【学校給食課】
- 3 議案第9号 那覇市立幼稚園の今後のあり方について 【こども政策課】
- 4 報告1 教育長が臨時代理したことについて 【総務課】
- 5 議案第10号 教育事務の点検評価対象事務事業の決定について 【総務課】
- 6 協議1 那覇市総合教育会議設置運営要綱(案)について 【総務課】
- 7 協議2 那覇市総合教育会議傍聴要領(案)について 【総務課】
- 8 協議3 那覇市の教育及び文化の振興に関する大綱(案)について 【総務課】

出席職員

【生涯学習部】伊良皆宜俣部長、屋比久猛義副部長

(総務課) 山内健課長、佐久川敏明副参事、平良尚子副参事、座波園美主査、田盛善宏主査、  
伊禮道子主査

【学校教育部】田端一正部長、森田浩次副部長

(学校給食課) 仲程直毅課長、和田英夫主査

【こどもみらい部】

(こども政策課) 松元通彦副参事、諸見里律子副参事、大城孝史主幹

会議録作成(総務課) 赤嶺明日香主査

添石委員長

それでは平成27年度第5回教育委員会会議定例会を開催いたします。本日の会議録署名は神村委員にお願いいたします。議案第7号「那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定について」と議案第8号「那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則について」は、一括として議題といたします。それでは説明よろしく申し上げます。はい、田端部長、よろしく申し上げます。

田端部長

それでは議案第7号でございます。「那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定について」、那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を別紙のとおり制定する。平成27年6月4日提出。教育長 渡慶次克彦。提案理由、那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定めるため、この案を提出する。続きまして議案第8号でございます。「那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則について」、那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。平成27年6月4日提出。教育長 渡慶次克彦。提案理由、那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定等に伴い、那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正するため、この案を提出する。詳細については学校給食課が行います。

添石委員長

はい、よろしく申し上げます。

仲程課長

それでは2ページをお願いします。那覇市広報というのがございまして、これが設置条例の一部を改正する条例ということで、去る2月定例会において公布された条例でございます。これにつきましては大名学校給食センターを設置するという条例になっておりまして、その条例設置時点においては工事等々が遅れているという事情がございましたので、これについては落ち着いたところで規則制定、施行日を定めようということで、教育委員会規則で定める日から施行するという条例規則には謳ってございました。これにつきまして今回1ページ目の本文になりますけれども、那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例（平成27年那覇市条例第13号）、先ほどの広報誌に載っていたのが第13号ですが、13号の施行期日は平成27年7月1日とするということの規則でございます。これが議案第7号でございます。これは3ページ目に資料がございまして、現行の給食センター設置条例の第2条は天久学校給食センターまでとなっておりますけれども、これが先ほどの条例が設置されまして、大名学校給食センターが天久学校給食センターの下に追加されるというのが先ほどの条例でございます。これはあくまでも給食センター設置条例でありまして、そのセンターが小・中学校、どの学校を受け持つかというのが条例では記載がございませんが、それについて次の議案第8号になりまして、2ページ目をお願いいたし

ます。上段に改正前別記と中段に改正後別記というのがございまして、上段の、首里学校給食センターの中の城北小学校と大名小学校それから城北中学校について下線がひかれておりますけれども、これが下段の表、一番下のほうに大名学校給食センターを置きまして大名小学校と城北小学校、城北中学校は大名学校給食センターが引き受け、首里学校給食センターから抜けます。それから先ほどの条例とは直接関係はいたしません、小禄学校給食センターをご覧ください。最後のほうに鏡原中学校を追加しております。今年度から鏡原中学校については、校舎等の改築にあわせて調理場の改築工事も入ります。従いまして、一学期前半まではそのまま単独調理場として開設していきますけれども、一学期後半以降につきましては工事に入りますので、小禄学校給食センターから配送を行うというのがこの改正規則です。1ページ目に戻りまして、付則をご覧ください。この付則は、那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例（平成27年那覇市条例第13号）の施行の日から施行する。条例の施行は平成27年7月1日からということで、大名学校給食センターに関しては7月1日施行ということになります。ただし書きで、第2条の表、小禄学校給食センターの項の改正規定、つまり鏡原中学校に関する部分ですが、平成27年8月1日から施行する。ということで、夏休みに入るまでは単独調理場として運営をして、夏休みに入って8月以降について小禄学校給食センターが面倒をみると。具体的には8月26日以降、給食センターから給食を配送するというのが今回の改正する規則でございます。説明は以上でございます。

添石委員長      それでは本件につきまして、ご質問、ご意見がございましたらよろしくお願ひいたします。はい、神村委員。

神村委員      この条例に関してではないのですが、8月からは小禄学校給食センターに鏡原中が入りますということですが、これはずっと小禄学校給食センターからということになりますか。それから首里学校給食センターは大名学校給食センターができて、だいぶよくなったと思うのですが、小禄というのは相当、学校の子どもの数は多いと思うのですが、小禄学校給食センターの需要というのはもっと可能性はありますか。それとも、もう満杯の状態ですか。この辺お伺いしたいと思います。

仲程課長      まずは鏡原中学校の件ですが、小規模調理場に改築をする予定です。いま、単独調理場なのですが、小規模調理場に改築をするということで、まずは自分の学校の鏡原中学校をもって、将来的には鏡原中と小禄南小学校を小禄学校給食センターから抜きまして、この鏡原中の改築の調理場でもちます。これについて、平成29年度中に開始したいということがあります。それから確かに首里学校給食センターから城北小、大名小、城北中学校、3校を抜きまして、大規模センターの

首里、小禄、真和志の中では首里学校給食センターが一番少ない状況になります。この3センターそれぞれ基本的には5千食から6千食の対応は可能であります。ただし5千、6千というのはあまりにも大きいということがそもそもございまして、今回のように大名学校給食センターも単独調理場であったわけですが、改築においては小規模センターにして、大規模センターがもっていたものを少しそのほうにもっていくと。今回の鏡原中学校についても改築が済んだ後には、小禄学校給食センターから抜いていくというように、だんだん大規模センターの食数を少しずつ下げていきたいというのが基本的にはございます。

神村委員

わかりました。5千とか6千とかを作るっていうのは、味もそうですけれども、スパゲッティがマカロニスパゲッティになる。意味わかりますか。切れちゃって。でも今はとても美味しいと言われていています。ありがとうございます。

添石委員長

ほかいかがでしょうか。よろしいですか。それではほかにご質問ございませんので、まず議案第7号「那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全 員

異議なし

添石委員長

議案第7号は議決いたしました。続きまして議案第8号「那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全 員

異議なし

添石委員長

それでは議案第8号も議決いたしました。続いて議案第9号「那覇市立幼稚園の今後のあり方について」を議題といたします。よろしくお願いたします。

松元副参事

本日、副部長兼課長の末吉が別日程監査のために、私、松元のほうで説明差し上げたいと思います。議案第9号「那覇市立幼稚園の今後のあり方について」、「那覇市子ども・子育て支援事業計画」の実現に向けての那覇市立幼稚園の整備・運営のあり方について別紙のとおり決定する。提案理由としましては、「那覇市子ども・子育て支援事業計画」の実現に向けての市立幼稚園・保育所の今後の整備及び運営等に関する方針を一部変更し、この案を再提出するというところで、前回、教育委員会会議の中で方針を承認していただいたところですが、一部変更がございました。簡単な字句の修正はこちらに一任していただいたのですが、前回の資料の提示はしていないのですが、そちらの第5章のほうに公立保育所の整備方針ということを謳っておりました。すみません、今日提示しているものにはそこは削除されているのですが、この公立保育所の整備方針を章ごと削除いたしました。その理由としましては、今回幼稚園の整備がメインだったものですから、保育所も入れると少しまぎらわしいということで、そこを全部取り払いました。

この公立保育所の整備方針については、2007年に拠点保育所にかかる機能及び整備方針ということで既にそういう方針が出て、それに基づいて整備して行きますよということを盛り込んでいました。最後のほうには将来の少子化を見据えて、保育所も幼稚園と同じようなかたちで認定こども園に集約していくところも少し書いていたのですが、これは5年後とかの話ではなくて、少子化というところで10年後とか20年後、30年後というところだったものですから、認定こども園の集約については時間があまりにも長すぎるものですから、今回はこれを削除しても特に影響がないだろうということで、今回は幼稚園に特化するところで、今回は5章のほうはすべて削除したところです。ほかのところは基本的に方針は変わっておりません。以上です。

添石委員長  
饒波委員

それではご意見、ご質問ございましたらお願いします。はい、饒波委員。

前回もらった資料の題は「那覇市子ども・子育て支援事業計画の実現に向けての市立幼稚園・保育所の整備及び運営等に関する方針」。今回、題から保育所が抜けているので、例えば待機児童の話がこの中に同じように入っていたり、3号認定の話とか、待機児童解消とか、認可外保育園の話とか、話が幼稚園に特化した今回のあり方の中で、そこが出てくると幼稚園の話なのという違和感があって、前回の題だと何とかできたのですが、これで大丈夫なのですか。

松元副参事

そうですね、ご指摘あるのですが、今回の大義、みだしとしてはこの「那覇市子ども・子育て支援事業計画」の実現に向けてというところがあります。この那覇市子ども・子育て支援事業計画というのは、もちろん幼稚園、保育所の待機児童も含めて解消していくという計画があります。その中に保育所を新設する計画もありますし、あとは認定こども園も設置していきますよという、この支援事業計画の中には大きなものがありますので、その一部で今回それを受けて幼稚園のあり方についてということをごここで特化して、この方針として策定してありますので、特設保育所のところは明記していなくても、この支援事業計画でその辺は謳われておりますので、それを引き継いだ方針というところであれば特に問題ないのかなと思っております。

饒波委員

これを一読すると、前回この資料で保育所も含めた話をした時に、待機児童を解消するための一案と、これだけではないということだったんですけども、さらに議論が狭くなって、幼稚園ということなので、待機児童のことを話す時に、これだけの幼稚園の資料だけで待機児童の問題を解決しようとしているのかなというふうに取り取られると本意ではないですよ。保育所のその問題とセットで解決していく問題だと思うので、その辺のところは誤解されないかなと思うのですが。

松元副参事

そうですね。この辺については委員のご指摘のとおりであるのですが、新事業計

画というのがこの方針のまたその上にあるというところで、それから少し抜き出してこの方針を決めているというところもございます。ただこの中には新事業計画の内容も少し触れているところもありますので、特に大きな影響はないというふうにはみております。

饒波委員 待機児童問題解決に関してはこれだけではないのだよと、その上の施策を見てくれということですね。

松元副参事 今回はこの幼稚園をどういうふうにもっていくのか、というところに絞って特化して示しております。

饒波委員 はい、わかりました。

添石委員長 はい、神村委員。

神村委員 私はちょっとキャラクターのほうに注目したんですが、前は保育のキャラクターが入っていましたけれども、今回すくすくジャパンが入ってきました。これは内閣府のものですよね。それをもってきた理由があるのかということ。そして、これからいくつか幼稚園を立て替えてやっていくのですが、数字的にありましたよね、ちょっと覚えていないのですけれども、これに対して内閣府から年次ごとに予算がとれるのかどうか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

添石委員長 はい、よろしくお願いします。

松元副参事 このキャラクターについては特に大きな意味はございません。前回資料は那覇の保育のキャラクターということで、保育所を所管しているこどもみらい課のほうである程度デザインをしているところなものですから。今回、幼稚園というところに絞ったものですから、少し趣向を変えてやりました。予算のところについては、単年度、単年度で確保していくというところでこれは国も同じところですよ。待機児童解消に向けては保育所を新設したりとかということも別の計画にはございます。この保育所新設の施設整備については、億単位のお金が必要ですのでそれについても来年、再来年、確約されているわけではなくて毎年、毎年、計画に挙げて企画調整課あるいは財政等と調整しながら確保していくというところがございます。

神村委員 わかりました。

添石委員長 よろしいですか。はい、喜久里委員。

喜久里委員 確認とお尋ねなのですが、教育委員会では幼稚園に関してはこういうふうには報告なり提案があるのですが、保育に関してはないということでしょうか。

松元副参事 こども政策課のほうで補助執行というかたちで幼稚園の部分は所管してやっておりますので、その幼稚園について今回こちらに議案として出している理由としては、教育委員会が所管している幼稚園のあり方の方針の変更ということですので、それを議案として出しているところです。

喜久里委員　　まだ決まってははいないかもしれませんが、今後、保育も含めて教育委員会で扱うようになるのでしょうか。

松元副参事　　幼稚園ということであれば所管は教育委員会なのですが、今後は認定こども園ということでもどンドン看板を替えていくと、認定こども園について中核市であれば、市長事務部局が所管することになりますので、基本的に教育委員会からは外れるというかたちになります。ただ教育という内容の中では全く関与しないというわけではなくて、場合によってはこういう場を借りて意見を聞いたりというのは出てくるのかなと思っております。

喜久里委員　　はい、わかりました。変わっていく時期なので教えていただきました。ありがとうございました。

添石委員長　　はい、饒波委員。

饒波委員　　それと関連しているかどうかわからないんですけども、6ページの、園長のあり方の検討ということで、前回の資料を読むと校長との兼務はしないと、専任のこども園の園長を置くというふうに明確に書いてあったんですけども、今回はその明確さがなくなって、検討するというような感じで終わっているのですけども。

松元副参事　　この部分について、前回は主任職を充ててというところで、ある程度明確にしていたのですが、その後、内部でいろいろ議論した際、いまは校長先生、現状兼務の園長先生が入園・退園許可について園長権限でやっておられる。ただその権限を主任職としての位置付けでの園長に、そういう権限は厳しいだろうというところもありまして、この辺の権限というか、事務の整理が少し必要になってくるということで、主任職を園長職というかたちで充てるのはいまでもそういうふうにもっていきたいと考えているのですが、もう少し検討が必要だろうということで、前回の表現からは、こういうあり方を検討するということに少し文言を修正したところがございます。ただ実質的には主任の先生をある程度園長にもっていった、権限を少し整理しながら対応していきたいなどは考えております。

饒波委員　　方向としては、前回書かれたように校長との兼務はなしにして、専門職を立てるという方向で検討しているということですか。

松元副参事　　はい、そうですね。そういう方向で兼務を解いて専任というかたちで、基本的には前回と変わらずにもっています。あと業務の内容について、その辺は少し整理しながら対応していきたいと思っています。

饒波委員　　わかりました。

神村委員　　6ページ、4月1日からの受入等の実施ということで、具体的に4月1日というふうに出されていますけれども、職員は4月1日採用ですよ。そうすると4月1日の受入れというのは新しく採用の方の就労条件等、いろいろな条件は大丈夫

でしょうか。4月1日受入れは保護者にとって、大変うれしいと思いますよ。そしてあとひとつ、4月1日から受入れして、幼稚園の終了がここに明記がないということは何かありますか。小学校の終了より1週間くらい早かったような気がするのですが、この辺の考え方を少し教えてください。

松元副参事 保育所の場合には4月1日から入園を行っており、幼稚園の場合には入園式が小学校より少し早くて4月8日、9日というところでこの一週間、預かり保育も実施しておりませんでしたので、保護者の方から毎年のように、どうにかできないのかというところがありました。今回、認定こども園というところで保育の機能を持たすというところもございますので、そこは保育所と同じレベルでのサービスの提供というところがありまして、あえてここで4月1日からの受入れというのは明示しております。

諸見里副参事 4月1日からの受入れは、いまも公立保育所では採用者もありながらやっています。この認定こども園は高いところを目指しているので職員の配置であるとか、預かり方というのは保育所のほうに習うということなので、2号認定の子を対象に、まず4月1日から開けるのか、それとも入園式を4月1日にするかというのはまだこれからだと思いますが、開園としては4月1日が望ましいと、2号認定の子に対して。終了というのも、認定こども園の教育保育要領でも保育の高いレベルの幼稚園の学校としての文言がかなり使われているんですね。12月の規則とか条例とか改正の時に、終了日は1号認定の子にあわせて、それから3月31日までを2号認定の子を対象に保育するのか。それとも3月31日を終了日にするのか、ということを決めたいと思っております。

松元副参事 保育所と同じ水準でやりますので、保育所も3月31日までは結構預かっていたりするんです。ですからその辺はそれを周到していくという考え方はあるのかなとは思っております。

神村委員 ありがとうございます。私が保護者であるならば、大変うれしいという一言を申し上げたい。いろいろ良いところを感知しながら変えていくというのはとても素晴らしいと思います。頑張ってください。

添石委員長 はい、渡慶次教育長。

渡慶次教育長 先ほどの饒波委員からの質問、待機児童から見てということからすると待機児童は待機児童でやっていると。これはあくまでも幼稚園の今後のあり方ということで書かれていると。幼稚園との話し合いも続けているとは思いますが、幼稚園との話し合いの中で、これに書かれているものをどの程度、理解しているのか。現場が理解して出されているのか、あるいは話し合い中だけど、これのほうを先行して那覇市の方針としてこうやるんですよというかたちにもっていくのか。いまどういう状況なのかを確認したい。



諸見里副参事 去年の新聞報道で、幼稚園を認定こども園へという時は、かなり現場からも反対  
というか、幼稚園という名前を残してほしいということ、沖教祖からも陳情があり  
ました。今回それを踏まえてどう変わっていくのかというのは去年から始まっ  
ているので、主任会でもアンケートをとったり、部長ともメールでいろいろとや  
り取りをして、今回、5月22日に校長先生、園長先生とこの方針とそれから骨  
子を見せて、質問を受けてみました。それから今日主幹会議があつて、研究主任  
研修の中でまた副部長のほうから幼稚園はこう目指していますということを研究  
主任の方たちには話している状況です。

渡慶次教育長 ということはある程度、市の方針に理解を示して近づいてきてはいるという状況  
ですか。

諸見里副参事 幼稚園の先生方が目指している3年保育であるとか、それから30人学級、先ほ  
ど言った保育所にあわせると30人学級になるのでそういったメリットから段々  
自分の業務としてわかってくるということ、それから身分の保証で調整給がその  
ままであったり、公立学校共済になるのか、そういったことの保証の話をしてい  
るのと、メリットはあるのですがデメリットのところ働き方がいま決まってい  
ないのですが、土曜日はどう出勤してもらおうとかそういったことがあるので、  
段々現実味を増してきているなということはありません。方針としてはもう変化し  
ていくとは伝えてあります。

渡慶次教育長 前回の資料がいま手元になく記憶の中であるのですが、いまある幼稚園の半分を  
10年後には認定こども園にもっていくと。その中で職員の定数は変わらない状  
態で10年後までもっていくと。その中には財源についてのシミュレーションが  
ないよねと。定数変わらなくても人件費以外のものでどれだけ財源が増えるのか、  
あるいは減るのか、その辺のシミュレーションがあまりないものですから、この  
10年後までのスケジュールというのは方針としては変わらないのですか。

松元副参事 はい、方針として10年後、半分程度は認定こども園にするのですが、半分程度  
は民営、半分は直営にするという方針はとりあえずそういう方向でいきたいと  
思っております。財政的なシミュレーションについては、いま、細かい数字を作  
り上げて、企画あるいは財政と今後調整を図っていくところではあるのですが、  
基本的には人を集約するというのがある程度メリットというか質が高まるとい  
うところで、その辺も予算の中でクリアしていくにはどういうふうにシミュレ  
ーションしていくのかというのをいま検討しているところです。

渡慶次教育長 待機児童解消もそうですけど、認可保育所ひとつ作るのに1億円以上かかるとい  
うことですので、十分将来を見通して検討していったほうがいいなと思います。

松元副参事 わかりました。

添石委員長 よろしいでしょうか。ほか大丈夫ですか。それではほかに質問がないようですの

で、議案第9号「那覇市立幼稚園の今後のあり方について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

添石委員長 それでは議案第9号は議決いたしました。続きまして報告1「教育長が臨時代理したことについて」は、人事案件でありますので非公開とすることが適当であると思われまふ。会議の非公開の可否について採決いたします。報告1については非公開としてよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

添石委員長 それでは異議なしとのことですので、報告1につきましては非公開とさせていただきます。関係者以外は退席をお願いします。

～ 非公開 ～

添石委員長 ここで非公開を解かせていただきます。それでは続きまして、議案第10号「教育事務の点検評価対象事務事業の決定について」を議題といたします。それでは説明をお願いいたします。

伊良皆部長 議案第10号「教育事務の点検評価対象事務事業の決定について」、平成27年教育事務点検評価の対象事務事業について、別紙のとおり決定する。平成27年6月4日提出。教育長 渡慶次克彦。提案理由、那覇市教育事務点検評価の実施に関する規則第4条第1項の規定に基づき、点検評価の対象事務事業を決定する必要があるので、この案を提出する。内容につきましては総務課のほうで説明いたします。

添石委員長 はい、お願いします。

山内課長 ただいま、提案理由を部長の読み上げましたように、那覇市教育事務点検評価の実施に関する規則第4条第1項では点検評価対象事務事業は、前年度に実施した事業の中から教育委員会が定めるものについて毎年度行うものと規定されております。その規定に基づいて本議案を提出させていただいているところでございます。それではご説明いたします。1ページをご覧ください。平成27年度の教育事務点検評価の対象事業（案）の一覧でございます。全部で18事業でございます。2ページをご覧ください。対象事業（案）の内容を説明する前に、教育事務点検及び評価について簡単にご説明させていただきます。教育事務点検評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に基づいて実施されるものでございます。法27条第1項では、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。2項においては、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする、と規定してあります。この教育事務の点検・評価を実施する

目的でございますけれども、効果的な教育行政の推進に資するとともに、その点検・評価結果を議会に提出し、公表することにより住民への説明責任を果たし、民意を教育行政に反映させること。また第三者の学識経験者を活用することにより、点検・評価の客観性を確保し、多面的な観点からの事務事業の評価を行う、ということでございます。本市においては5人の外部の学識経験者を委員として委嘱して事務点検評価を行っていただいております。またその結果報告書については毎年9月議会に間に合わせて議会に提出して同時にホームページにおいて市民に公表しているところでございます。3. 対象事務事業の抽出、決定についてでございますけれども、事務点検評価を行う事業は第4次那覇市総合計画及び那覇市教育振興基本計画の体系区分に応じ、対象年度の一般会計歳出予算事業の中から行うとあります。別にお配りした資料、教育事務点検評価と第4次那覇市総合計画、那覇市教育振興基本計画の体系図というのをご覧ください。第4次那覇市総合計画では左のほうですけれども主要な行政分野ごとに目標とする6つの都市像を定めております。そして市民との協働によりこの都市像を目指してまちづくりを進めて行くということになっております。教育行政に関する目標とする都市像は4番目の「子どもの笑顔あふれる、ゆたかな学習・文化都市」ということでございます。この都市像実現のため、大きな4つの政策で、1. 生涯学習の推進と地域の教育力の向上、2. 3. 4. とございますが、この4つの政策分野があり、その下に8つの施策があります。そして具体的施策。さらに一番右のほう実際に予算が伴って執行する実施事業があります。これが体系ということになっております。この一番右の実施事業が、今回の点検評価の対象事務事業ということになります。対象事務事業の抽出は、真ん中の8つの施策がございませけれども、この8つの施策区分ごとにこの中から1つ以上抽出して対象事務を選定するということになっております。2ページの、4. 評価の方法がございませけれども、まず各課が作成した事務事業点検評価シートをもとに所管部長による内部評価を行います。その後、内部評価が記載された事務事業点検評価シート及び各課ヒアリングに基づき、点検評価委員会による外部評価を行います。評価に当たっては妥当性、効率性、有効性の観点から評価を行っていきます。この議会報告及び公表は先ほど述べたとおりでございます。3ページの今後の日程をご覧ください。5月25日に第1回教育事務点検評価委員会を開催しました。ここで対象事務事業を抽出して調整を行い、5月27日の局議に凶る素案を作成しました。5月27日の局議においてはその素案をもとに審議を行い、本日の教育委員会会議に凶る対象事務事業案をここで作成しております。そして本日の教育委員会会議において対象事務事業を決定していただいて、その後は6月中旬までに内部評価を終了し、それをもとに点検評価委員会に諮問をしていくということになります。

諮問のための教育委員会会議が6月18日、その後、点検評価委員会において各課のヒアリングなど点検評価そして方針まで行い、8月中旬には教育委員会会議において評価委員会からの答申を受けての報告書の作成のための審議を行います。9月議会までには議会への報告書を提出し、市民へ公表していく予定となっております。これがおおまかな事務点検評価の概要でございます。続きまして今回の対象事業の抽出に当たって内容等、担当の伊禮のほうから説明をさせていただきます。

添石委員長

はい、お願いします。

伊禮主査

4ページをご覧ください。18事業をあげておりますが、こちら局議と点検評価委員会委員の意見をもとに抽出案を作成しております。抽出に当たって考慮した事項というのが、まずは課の希望であるかどうか、いままで評価されたことがない事業、各課1つ以上、第4次総合計画の体系の政策区分内から1つ以上、社会ニーズ・時代にあったもの、次年度以降も継続する事業ということでこれを考慮して18事業あげております。まず1番目の「プラネタリウム番組開発等事業」ですが、こちら昨年度に引き続いて候補としてあげております。昨年は改善ということで委員から指摘があって、番組というのはこの施設だけでしか見られないので観客を呼び込む導線づくりとなる企画や広報の工夫の指摘がありましたので、それについて点検評価したいということで委員からの希望がありました。続いて「図書館資料等購入事業」ですが、昨年度に引き続いての事業です。昨年はネット上の予約検索は凄く便利になっているのですが、それが利用できない市民に対してきめ細やかなサービスをするというところの指摘があったので、そちらもまた見ていきたいということであげております。続いての「郷土資料整備事業」ですが、これまで予算額が低いということもあって評価されていなかったのですが、交付金で倍くらい予算が増えていてどのように充実を図っているか、また郷土資料について、どのような活用を図っているか、ということで点検評価をしたいということでした。「那覇市ブックスタート事業」ですが、こちら昨年度に引き続いての評価対象となっております。幼児検診と抱き合わせの事業なのですが未受診者に対するフォローですとか、検診に来てもブックスタートを受けないという方がまだいらっしゃるので、そういったものもなるべく100%に近づけるような工夫をということで今回もあげております。「総合的な学校開放推進事業」、こちら小・中学校の地域学校連携施設の有効活用や開放をするための経費なのですが、なかなか進まないということもあって、また今回あげております。続いて「児童のスポーツ県外派遣補助金」、こちらはいままで評価されていないのですが、沖縄振興特別推進交付金を活用して、かなり額も大きいということで評価の対象としてあがっております。「那覇市健康ウォーキング推進事業」、平成26